記 者 発 表 資 料

令和７年１０月２４日
東 北 地 方 整 備 局

有資格業者に対する指名停止措置について

指名停止措置の概要

１．指名停止措置業者名及び住所

指名停止措置業者名	登録種別	住所
株式会社中央技術コンサルタンツ	業務	東京都新宿区西新宿８－５－１

２．指名停止措置期間
令和７年１０月２４日 ～　令和８年１月２３日　（　３ヵ月　）

３．指名停止措置の範囲
東北地方整備局管内

４．事実概要
株式会社中央技術コンサルタンツの東北支店長は、宮城県気仙沼市が発注した業務の入札において、気仙沼市職員が漏洩した情報を入手し、公正な入札を妨害したとして、令和７年７月２１日、宮城県警に公契約関係競売入札妨害の容疑で逮捕され、同年８月８日、仙台地検に公契約関係競売入札妨害の罪で起訴された。
その後、株式会社中央技術コンサルタンツの東北支店長は、同市が発注した別の業務においても、同市職員が漏洩した情報を入手し、公正な入札を妨害したとして、同年８月２０日、仙台地検に公契約関係競売入札妨害の罪で追起訴された。

５．指名停止措置理由
上記のことは、「地方支分部局所掌の建設コンサルタント業務等請負契約に係る指名停止等の取扱いについて」に準用される「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」及び「地方整備局（港湾空港関係）所掌の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」それぞれの別表第２第８号（イ）に該当する。

参考
○「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」　別表第２（抜粋）

措　置　要　件	期　間
（公契約関係競売等妨害又は談合） ８　次のイ又はロに掲げる者が締結した請負契約に係る工事に関し、一般役員等又は使用人（使用人においてはイに掲げる場合に限る。）が公契約関係競売等妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき（第１２号に掲げる場合を除く。）。 イ　当該地方整備局の所管する区域内の他の公共機関の職員 ロ　当該地方整備局の所管する区域外の他の公共機関の職員	逮捕又は公訴を知った日から イ　２ヵ月以上12ヵ月以内 ロ　１ヵ月以上12ヵ月以内

＜発表記者会：宮城県政記者会、東北電力記者会、東北建設専門紙記者会＞

問い合せ先
国土交通省　東北地方整備局（ＴＥＬ　022-225-2171）（代表）
○ 総務部　契約課　課長　佐藤（さとう）　貞弘（さだひろ）　（内線　2511）
建設専門官　渋谷（しぶや）　隆博（たかひろ）　（内線　2512）
総務部　経理調達課　契約管理官　山田（やまだ）　耕平（こうへい）　（内線　6221）
○は本件の主務課です。